

JIS

歯科用照明器

JIS T 5753 : 2024

(JDMMA/JSA)

令和 6 年 6 月 1 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 医療機器技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	村 垣 善 浩	神戸大学
(委員)	浅 井 英 規	一般社団法人日本医療機器産業連合会
	荒 船 龍 彦	東京電機大学
	植 松 美 幸	国立医薬品食品衛生研究所
	加 藤 明 美	公益財団法人医療機器センター
	小 林 正 彦	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会
	塩 沢 真 穂	東京医科歯科大学
	園 田 秀 一	日本歯科材料工業協同組合
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	内 藤 み わ	IEC/TC87 (超音波) 国内委員会委員
	中 田 洋 子	日本歯科器械工業協同組合
	林 原 良	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	村 井 義 浩	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 24.3.1 改正：令和 6.6.1

官 報 掲 載 日：令和 6.6.3

原 案 作 成 者：日本歯科器械工業協同組合

(〒111-0056 東京都台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館 TEL 03-3851-6123)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：医療機器技術専門委員会 (委員長 村垣 善浩)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬局 医療機器審査管理課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 分類	3
4.1 電撃に対する保護	3
4.2 作動モードによる分類	3
4.3 光源位置のタイプによる分類	3
5 要求事項及び推奨事項	4
5.1 一般要求事項	4
5.2 光学的要求事項	4
5.3 機械的要求事項	9
5.4 再処理	10
5.5 電気的要求事項	10
5.6 ユーザビリティ	10
6 サンプリング	10
7 試験	10
7.1 一般	10
7.2 目視検査	10
7.3 光学的試験	11
7.4 機械的試験	17
8 製造業者が提供する情報	18
8.1 文書	18
8.2 一般	18
8.3 取扱説明書	18
8.4 技術解説	18
8.5 文書の確認	19
9 包装	19
10 表示	19
10.1 電源で作動する歯科用照明器の外側の表示	19
10.2 歯科用照明器の内側の表示	19
10.3 図記号	20
10.4 導線の絶縁被覆の色	20
10.5 表示光及び押しボタン	20
附属書 A (規定) カンファークイノンの正規化吸光度	21

	ページ
附属書 JA (規定) ハザードのリスクグループに関する表示	22
参考文献	23
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	24
解 説	28

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本歯科器械工業協同組合（JDMMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 5753:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

歯科用照明器

Dentistry—Operating lights

序文

この規格は、2021年に第4版として発行されたISO 9680を基とし、我が国の事情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、歯科診療で患者の口くう（腔）内を照らすために用いる歯科用照明器に対する要求事項及び試験方法について規定する。この規格には、取扱説明書、表示及び包装に関する規定も含む。

この規格は、光源の種類に関係なく適用する。

ただし、補助的な光源及び／又は患者への接触を意図するもの〔例えば、ファイバ式口くう（腔）内手術灯、歯科用ハンドピースの光源、歯科用ヘッドライト〕及び口くう（腔）外科で使用する特別に設計された歯科用照明器は除く。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9680:2021, Dentistry—Operating lights (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1609-1 照度計 第1部：一般計量器

JIS C 7550:2011 ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性

注記 対応国際規格における引用規格：IEC 62471:2006, Photobiological safety of lamps and lamp systems

JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則

注記 1 対応国際規格における引用規格：IEC 60598-1, Luminaires—Part 1: General requirements and